

平成30年度第5回 職長・安全衛生責任者教育のご案内

労働安全衛生法第60条により、政令に定める業種に該当する場合、新たに職長に就くことになった職長及び労働者を直接指導又は監督する者に対しては、安全衛生教育の実施が義務付けられています。

また、労働安全衛生法第16条により、建設業に態様する業種においては安全衛生責任者を選任しなければなりません。つきましては、下記のとおり両教育を開催いたしますので多数受講下さるようご案内いたします。

記

1. 日時

【1日】平成31年2月6日(水)8時50分～17時 【2日】平成31年2月7日(木)8時50分～17時10分

2. 場所

(株)神戸製鋼所コミュニティセンター 神戸市灘区浜田町4丁目21-1

3. 講習カリキュラム

時間	講習科目	規定時間	区分	会場案内等	
1日	8:30～8:50	受付	職長		
	8:50～9:00	オリエンテーション			
	9:00～9:20	・職長の役割			20分
	9:20～12:00 (10:30～10:40休憩)	・労働者に対する指導又は監督の方法			2時間
		第1章 指導及び教育の方法 第2章 監督・指示の方法			30分
	12:00～12:45	昼食休憩			
	12:45～14:45	・作業方法の決定及び労働者の配置			2時間
第3章 適正配置 第7章 作業手順の定め方					
14:45～15:00	休憩				
15:00～17:00	・その他現場監督としての労働災害防止活動 第6章 整理整頓と安全衛生点検 第12章労働者の創意工夫を引出す方法	2時間			
2日	8:30～8:50	受付	安全衛生責任者		
	8:50～9:00	オリエンテーション			
	9:00～12:05 (10:30～10:35休憩)	・危険又は有害性等の調査及びその結果措置 第11章リスクアセスメントの実施とその低減措置			4時間
		第4章 設備の改善 第5章 環境改善の方法と環境改善の保持			
	12:05～12:35	昼食			
	12:35～13:35	・危険又は有害性等の調査及びその結果措置			1時間
		第8章 作業方法の改善			
13:35～15:05	・異常時における措置	30分			
	第9章 異常時における措置 第10章 災害発生時における措置				
15:05～15:10	休憩				
15:10～17:10	・安全衛生責任者の職務等 ・統括安全衛生管理	2時間			

4. 受講区分と受講料

区分	職長・安全衛生責任者(14H)	職長(12H)	安全衛生責任者(2H)	備考
会員	15,500円	12,500円	5,500円	安全衛生責任者のみ受講は、職長教育受講修了者が対象です。
非会員	17,500円	14,500円	7,500円	

5. 定員

40名 受付終了日:H31.1.25(金) ただし、定員になり次第締め切ります。

6. 申込方法

1)申込みは、全てホームページにてお願いします。(受講申込に入力して下さい)

2)受講料は、H31年1月25日(金)までに下記口座へ振込下さい。振込手数料はご負担下さい。(振込書は発行しません)
・振込口座(みなと銀行 三宮支店 普通口座1001040 神戸東労働基準協会)

7. 受講時準備品

受講票、筆記用具、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、住基カード、パスポート、社員証等の何れか)、印鑑等。

8. その他

1)遅刻、早退者は、受講無効扱いとします。

2)納入された受講料は、原則返金いたしません。但し、受講者の変更は可能ですが受講日の5日前までに申出下さい。

3)会場には公共交通機関でお越し下さい。(自動車、単車、自転車は不可)

※ご提出いただいた個人情報、当事務所が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません。